

2017年11月2日

各位

株式会社 三井住友銀行

平準払保険「給与サポート保険」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：高島 誠）は、11月2日より、平準払保険「給与サポート保険」（引受保険会社：アフラック）の取扱を開始します。

本商品は、病気やケガで働けなくなった場合の所得補償を目的とした就業不能保障保険です。所定の就労困難状態が60日継続した場合、最初の6回分は生存を条件に給付金を受け取ることができ、7回目以降は就労困難状態が継続する限り、最長65歳までの受取が可能です。

また、保険期間中に長期療養支援給付金のお支払がなかった場合、保険期間満了時に生存を条件として、長期給付無事故支払金をお受取りいただけます。

三井住友銀行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んでまいります。

以上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

< 平準払保険「給与サポート保険」商品概要 >

正式名	「給与サポート保険」 就労所得保障保険〔無解約払戻金〕
契約年齢	60歳満期:満18歳～満55歳 65歳満期:満18歳～満60歳
保険料払込方法	全期払(月払・半年払・年払) 一括払(全期前納払)
保険期間・ 保険料払込期間	60歳満期 / 65歳満期
取扱給付金額	短期回復支援給付金月額:5万円～20万円 長期療養支援給付金月額:5万円～40万円 健康保険種類や額面年収等により制限有
給付条件	以下の「就労困難状態」に該当した場合 入院または医師の指示による在宅療養が60日以上経過 特定障害状態(障害等級1級・2級相当)または障害等級 1級・2級に認定
免責期間	就労困難状態に該当して60日間
主契約給付金	短期回復支援給付金 長期療養支援給付金 長期給付無事故支払金

本商品に死亡保障はありません。

< 生命保険全般に関する留意点 >

ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。

一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。

外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。

当行による元本および利回りの保証はありません。

一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。

外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。

保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。

このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。

保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。

引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。

保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。

当行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。

法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかつたり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。

保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。

くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。